

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2102037 号
令和 3 年 2 月 3 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設（以下「もんじゅ」という。）保安規定変更認可申請書（令和 3 年 1 月 12 日付け令 02 原機（も）293。以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

また、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（原管廃発第 17041919 号（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請の概要は、以下のとおりである。

1. 保安管理組織の見直しに伴う変更

廃止措置工程における第 2 段階への移行に向けて、施設解体及び廃棄物管理に係る計画の検討の推進を目的として、もんじゅに廃止措置計画課を新設するため、関連する記載の追加等を行う。

2. 記載の適正化

1. の変更に伴う号番号の変更等の記載の適正化を行う。

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、新設される廃止措置計画課長の職務内容が、従来、計画管理課長の職務に含まれていた原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を移管したものであり、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転に関する規則第87条第3項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）について、審査の考え方は、本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、本申請について、新設する廃止措置計画課長の職務内容として、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を定めていることを確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、上記のほか、廃止措置計画課の新設に伴う号番号の変更等の記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。